



石綿関連疾患の労災補償

石綿（アスベスト）は、

すでに製造・使用とも全
面禁止となっていますが、
関連疾患発症までの潜伏

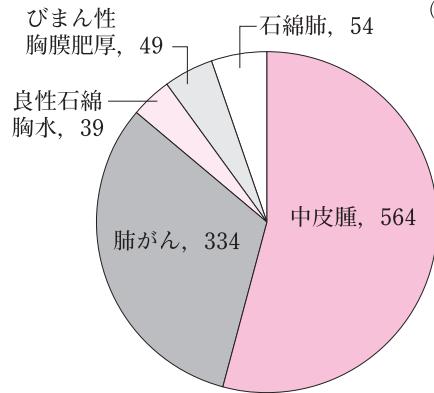
期間が非常に長く、今で
も全国で年間1000件
を超える労災給付請求が
あります。

公表されている平成29
年度の速報値によると、
都道府県別で請求件数が
多いのは、東京、兵庫、
大阪の順で、ここ愛知も
次いで製造業が多くこの
2業種で9割を占めます。

石綿は安価で耐火性、
断熱性などの機能があり、
特に高度成長期に鉄骨造
の建築物などの耐火被覆
材、断熱材その他建材と
して広く用いられました。
当時は輸入量も急増し、
名古屋港など主要な港に
石綿原綿が陸揚げされ、
各地の工場で石綿加工品
が製造されていました。

平成29年度に労災保険
給付が支給決定された事
案を疾病別みると、中
皮腫が最も多く、次いで
肺がんとなっています。
(グラフ参照)

石綿関連疾患の労災保険支給決定件数
(平成29年度全国速報値)



皮腫とは異なり、喫煙を

中皮腫は、肺などの臓器を包む薄い膜の中皮細胞に発生する腫瘍で、その部位によって、胸膜中皮腫、腹膜中皮腫などと診断されます。特に胸膜中皮腫は、ほとんどの症例に石綿ばく露歴があるとされるほど石綿との関連が強いといわれています。一方、肺がんは、中

はじめとした石綿以外の原因が多く存在する疾患です。したがって、労災認定では、中皮腫よりも肺がんの方が長い石綿ばく露作業従事期間や所見等の認定要件が示されています。“腫瘍”、“がん”と聞くと、ほとんどの方が重大な病気だと認識されると思いますが、その他の対象疾病もけつして侮れない病気で、いずれにしておけば早い病気で、早期発見が何より重要です。

そのためには、かつて石綿を取り扱う作業等に従事した方は、定期的に健康診断を受けて、医師にも石綿を取り扱ったことを伝えることを肝心です。そして、健康診断で一定の所見が認められ従事歴等の要件を満たす場合は、石綿健康管理制度手帳制度を利用するこ

ともできます。また、万が一、石綿関連疾患と診断された場合は、労災保険給付の対象となるか最寄りの労働基準監督署または労働局に職歴等を伝えて相談してください。通常の労災補償以外に遺族請求権が時効(5年)によって消滅した場合でも、石綿健康被害救済法の特別遺族給付金制度があります。請求期限が2022年3月27日までで、特別遺族金は、原則として請求の翌月分から支給されるので、気づいたときは早めに手続きをしてください。なお、職業性ばく露の期間を満たさない方など、労災保険の対象とならないケースでは、医療費や弔慰金などの救済給付を支給する制度がありますので、環境省が所管する(独)環境再生保全機構や最寄りの保健所にお問い合わせください。